

# 第11回ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2) 「経済紛争解決法」本邦研修

国際協力部教官

前田 澄子

岩井 具之

## 第1 はじめに

平成29年(2017年)8月13日(日)から同月26日(土)まで(移動日含む。), ソムサク・タイブンラック中部高等人民裁判所長を団長とする19名の研修員<sup>1</sup>を対象に, 第11回ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「経済紛争解決法」本邦研修(以下「本研修」という。)を実施した。

## 第2 本研修の背景

1 ラオスでは, 現在, 平成22年(2010年)7月から平成26年(2014年)7月にわたって実施されてきた「法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ1)」に引き続き, 「法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)」(以下「本プロジェクト」という。)が平成26年(2014年)7月から4年間の計画で実施されている。

本プロジェクトでは, フェーズ1に引き続き, 司法省, 最高人民裁判所, 最高人民検察院及びラオス国立大学の4機関をラオス側の実施機関とし, 民法典の起草及び執務参考資料の作成, 民事経済法分野の執務参考資料等の作成・普及, 刑事法分野の執務参考資料等の作成・普及, 法学教育・法曹等養成制度の改善・検討等の活動を通じて, 法令起草能力や法令運用・執行能力の向上, 法学教育・法曹養成研修・継続的実務研修の改善及び法令の普及・理解促進能力の向上を図ることを目的としている。

2 本プロジェクトにおいて設置されたサブワーキンググループ(以下「SWG」という。)の1つである民事経済関連法SWGにおいては, これまでに, 民事経済分野に関する法令のうち, 裁判外紛争解決手続(ADR)を定めた経済紛争解決法を研究対象法令とし, 同法の手続チャート及びハンドブックを作成した。そして, 現在は, 平成25年(2013年)に改正された労働法の執務参考資料を作成している他, 今後, 作成済みの経済紛争解決法のチャート及びハンドブックの普及活動を実施する予定としている。

## 第3 本研修の目的

本研修においては, 民事経済関連法SWGのメンバー(裁判官, 検察官, ラオス国立大学教員, 司法省職員, 労働社会福祉省職員及び労働組合職員)を研修員として日本に招き,

---

<sup>1</sup> 研修員は, 別紙1(研修員名簿)のとおり。

講義等を通じて、国際労働基準や日本の労働組合制度、更には、経済紛争解決法のチャート及びハンドブックの普及方法等について、日本の知見を提供するとともに、現在作成中の労働法の執務参考資料について完成に向けた集中的な討論・意見交換を行うなどして、今後の当該執務参考資料の作成作業等を効果的・効率的に行えるようにし、その内容についても更に充実したものとすることを目的とした。



国際会議室での全体集合写真

#### 第4 研修の内容<sup>2</sup>

##### 1 労働法ハンドブックに関するセッション

労働法ハンドブックに関するセッションは、中山慈夫弁護士（中山・男澤法律事務所）、小寫典明教授（関西外国語大学外国語学部）、竹林竜太郎弁護士（竹林・畑・中川・福島法律事務所）、地神亮佑准教授（大阪大学大学院法学研究科）を講師としてお招きして実施した。

当該セッションは、研修員から、執筆中の執務参考資料の構成や各章で記載すべき内容、法律解釈論等についての疑問点を講師陣に質問し、講師陣がそれに対する見解を述べた上で、研修員との議論を進めるという形式で実施された。

研修員からは、事前に提出されていた質問以外にも、各章の構成や記載内容、記載ぶり等について数多くの質問がなされ、講師との間では活発に意見交換が行われており、このプログラムを通じて、研修員らは、執務参考資料完成に向けて、改めてSWG内で検討すべき点や書き直すべき点等について、十分に認識したようであった。

<sup>2</sup> 研修日程は、別紙2（日程表）のとおり。



労働法ハンドブックセッションの様子

## 2 静岡県弁護士会浜松支部訪問

研修5日目の8月18日(金)、静岡県弁護士会浜松支部のご協力を得て、研修員一行は、静岡県西部法律会館を訪問した。

同弁護士会浜松支部では、平成29年(2017年)3月、静岡地方裁判所浜松支部での労働審判制度開始前に、市民に同制度のメリットや手続を認知してもらおうと、弁護士有志らが集まり、労働事件を題材にした演劇を浜松市福祉交流センターで市民に披露した上、労働審判について質疑応答に答えるというユニークな催しをしたことから、ラオスにおける法令や制度の普及の参考にさせていただくため、今回、研修員との意見交換のため訪問したものである。

訪問においては、演劇を主宰した三橋閑花弁護士(鈴木敏弘法律事務所)や関谷綾子弁護士(関谷法律事務所)から、労働審判制度を市民に普及させるために演劇を選んだ理由、準備での苦労話、市民からの反応などを講義形式でお話しいただいた。

さらに、研修員が、ラオ語の字幕と同時通訳を施した演劇のDVDを視聴した後、出演弁護士の方々に再び集結していただいた上、演劇のラストシーンや踊りを研修員の目の前で再演していただくなど、至れり尽くせりの研修となった。

この演劇は、「やらまいか<sup>3</sup>自動車」という架空の会社の男性従業員が、同社で従業員の体力増進目的のため日課となっている「やらまいか体操」に参加するのを拒否した上、会社の悪口をSNSに書き込んだことなどを理由に解雇されたため、弁護士に相談し、労働審判の申し立てをしたところ、短期間で従業員と会社との間で話し合いが決着したというストーリーであった。

この演劇は、ところどころに軽妙な音楽や笑いの要素を盛り込みながらも、労働審判が原則として3回までの期日で終了し、申立人、被申立人の双方に早期解決のメリットがあることや、双方の話し合いによって柔軟な解決が見込まれることなど労働審

<sup>3</sup> 「やらまいか」とは、浜松地方の方言で「とにかくやってみよう」「やろうじゃないか」の意。多数の有名企業の創業者を輩出した浜松地方でのチャレンジ精神を表す言葉として地元で愛されている。

判の特長を分かりやすく市民に伝えるという作品であった。

研修員たちは、ジョークに笑い声をあげながらDVDや目の前の演技を熱心に見つめ、さらには、演劇での重要な見せ場の一つである「やらまいか体操」を研修員も一緒に踊るなど、とにかく笑みにあふれた訪問となった。

研修員たちからは、「難しい法制度を、ジョークや笑いを交えながら市民に紹介するのは非常にユニークで大変勉強になった。」とか「ラオスでも参考にして、法律の普及活動に演劇や音楽など色々な工夫を施したい。」などと感想が述べられた。

まさに、弁護士の方々に、浜松のやらまいか精神を体現していただいたおかげで、充実した訪問となり、研修生も「YARAMAIKA」という言葉を気に入ったようであった。



静岡県弁護士会浜松支部訪問の様子

### 3 講義

#### (1) 国際法総論及び国際労働基準を巡る諸問題

国際法学者であり、法務省特別顧問を務める横田洋三先生から、ILOの活動や国際労働基準の国内実施等について、講義をしていただいた。横田先生は、ILO条約勧告適用委員会の委員長を務めたご経験をお持ちで、平成28年(2016年)3月には、カンボジア直接対話ミッションでカンボジアをご訪問されており、その際のご経験についてもお話しいただいた。

また、研修員らの間では、国際法の一般的な理解に差異があると思われたところ、本講義の中では、「国際法と国内法の関係」といった国際法の総論における重要な論点についても、かみ砕いてご説明をいただいた。

研修員からは、カンボジア直接対話ミッションや、違反事例等について質問が出された他、ラオスにおける条約と国内法の関係等について、積極的に発言がなされていた。研修員にとっては、ILOの組織や活動、ILOによる国際労働基準の国内適用の監視活動等についての知識を得るとともに、国際法の一般的理解も深めることのできた、極めて有意義な講義であったものと思われる。



法務省特別顧問横田洋三先生による講義の様子

(2) 日本の労働組合について

京都大学大学院経済学研究科の久本憲夫教授から、日本の労働組合活動の歴史や特徴等について講義をしていただくとともに、全日本自動車産業労働組合総連合会副事務局長山口健氏、全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟（U Aゼンセン）副書記長内堀良雄氏及びJ P総合研究所所長増田喜三郎氏から、各組合の活動状況等について、ご説明していただいた。

ラオスと日本では、労働組合に関する制度は異なっているものの、研修員は、日本の労働組合の労使関係における役割に興味を持ち、各産業別組合の活動状況等についての説明にも、熱心に耳を傾けていた。この一連の講義を経て、研修員は、日本の労使関係における労働組合の役割について理解を深めた様子であり、ラオスの労働組合を巡る現状を改善する方法について講師の方に質問し、講師の方と議論をする場面もあった。



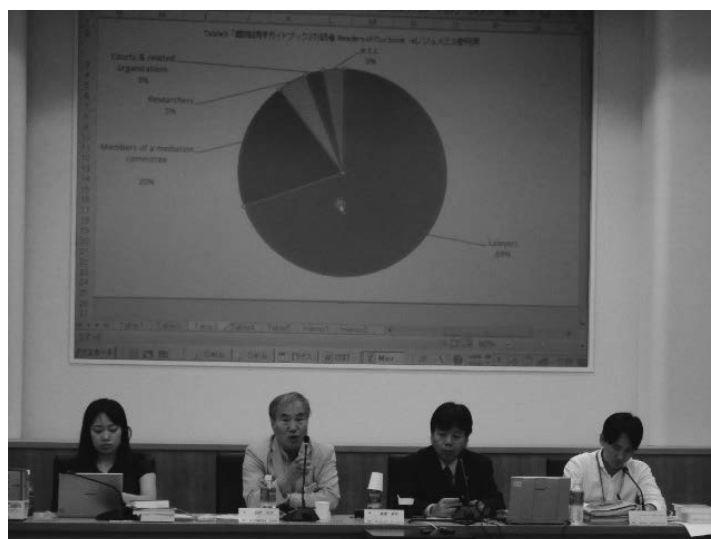
久本教授による講義の様子

### (3) 本の改訂について

前述のとおり、民事経済SWGでは、経済紛争解決法のハンドブックを既に完成させているところ、いったん完成させた執務参考資料であっても、その後、法律の改正等があれば、それに合わせて執務参考資料の内容の改訂等を行う必要があるものと思われる。

このような問題意識のもと、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックの梶村太市弁護士と日本加除出版株式会社企画部長の真壁耕作氏に、「本の改訂について」と題して、本を出版・改訂する際の留意点等について御講義をいただいた。この講義のために、梶村弁護士が執筆された「離婚調停ガイドブック（第4版）」を各研修員に1冊ずつご用意いただき、この本の出版・改訂を題材として説明をしていただいた。

本講義後、研修員からは、改訂作業をする際の出版社と著者の役割分担や値段設定等について多くの質問が出されるなど、研修員の関心は高く、本講義を通じて、本を出版・改訂する際の留意点について知見を得られたことは、今後、プロジェクト活動において作成した執務参考資料の作成等にとっても、非常に有意義なものであったと思料される。



本の改訂についての講義の様子

## 第5 おわりに

本研修において、研修員は、講義を通じて、ILOの活動や国際労働基準の国内実施、日本の労働組合制度及び本の改訂・出版の際の留意点等について知見を得るとともに、静岡県弁護士会浜松支部を訪問し、法制度の広報・普及の方法について学ぶことができた。また、労働法の執務参考資料に関する集中討議を通じて、研修員は、現在作成中の労働法執務参考資料の構成、記載内容や表現等について改善すべき点を十分に認識するとともに、今後、当該執務参考資料の作成作業をより効率的・効果的に進め、その内容も充実させることが期待できると思われる。

最後に、ご多忙の中、本研修での講義や集中討論を引き受けてくださった講師の皆様、

研修員の訪問を暖かく受け入れてくださった静岡県弁護士会浜松支部の皆様，そしてJ I C A長期派遣専門家を始めとする関係者の皆様に，この場を借りて改めて御礼を申し上げます。

## ラオス第11回法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)本邦研修

1	<b>ソムサック・タイブラック</b>
	<b>Mr. Somsack TAYBOUNLACK</b> 中部高等人民裁判所所長
2	<b>ブアリー・ペットミサイ</b>
	<b>Mr. Boualy PHETMIXAY</b> 最高人民検察院民事事件検討局副局長
3	<b>ヴィエンペット・センソンイアローファイション</b>
	<b>Dr. Viengphet SENGSONGYIALOFAICHONG</b> 司法省国立司法研究所副所長
4	<b>ブンクワン・タヴィサック</b>
	<b>Mr. Bounkhouang THAVISACK</b> 最高人民裁判所官房局長
5	<b>パイマニー・サイヴォンサ</b>
	<b>Ms. Phaymany SAYVONGSA</b> ラオス国立大学法政治学部ビジネス法学科長
6	<b>トンピム・ヴォンラパー</b>
	<b>Mr. Thongphim VONGRAPHA</b> 労働組合連盟労働者保護局副局長
7	<b>シスダー・ソパワンディ</b>
	<b>Ms. Sisouda SOPHAVANDY</b> 司法省法令普及局副局長
8	<b>カムパット・オンラシー</b>
	<b>Mr. Khamphet ONLASY</b> 労働社会福祉省労働管理局労働安全健康課課長
9	<b>カムラー・カムソンカー</b>
	<b>Mr. Khamla KHAMSONGKA</b> 最高人民検察院刑事局麻薬事件検討課副課長
10	<b>ブントウン・シートーンケオチャンパ</b>
	<b>Mr. Bountheung SYTHONEKEOCHAMPA</b> ラオス国立大学法政治学部民法学科副学科長
11	<b>プーサイ・チャンタヴォン</b>
	<b>Mr. Phouxay CHANTHAVONG</b> ラオス国立大学法政治学部民法学科講師
12	<b>トンカム・ローヤン</b>
	<b>Mr. Thongkham LORYANG</b> ラオス国立大学法政治学部ビジネス法学科副学科長
13	<b>ネオパチャン・カムマニヴォン</b>
	<b>Mr. Neophachanh KHAMMANIVONG</b> 司法省法令検査評価局法令検査課課長
14	<b>センタワン・ヴォンパスート</b>
	<b>Mr. Sengtavanh VONGPASEUTH</b> 司法省人事局人事課長
15	<b>ブンタイ・ヴォンローカム</b>
	<b>Mr. Bounthai VONGLOKHAM</b> ビエンチャン首都人民検察院民事事件検討係係長
16	<b>ラッタナポー・パバックディ</b>
	<b>Ms. Lattanaphone PHAPHAKDY</b> 中部高等人民検察院民事事件検討局民事事件検討課課長
17	<b>ソムサニット・ハーンマニー</b>
	<b>Ms. Somsanith HANMANY</b> 中部高等人民裁判所民事部裁判官
18	<b>マニカン・ペットヴィサイ</b>
	<b>Ms. Manikhan PHETVISAY</b> 最高人民裁判所商事部裁判官補佐
19	<b>スリスアック・ケオパスート</b>
	<b>Mr. Soulisack KEOPASEUTH</b> 最高人民裁判所司法研修所裁判官補佐

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 前田 澄子 (MAEDA Sumiko)

国際協力専門官 / Administrative Staff 福本 実穂 (INAMOTO Miho)



## 第11回ラオス本邦研修日程表

[ 担当教官: 前田澄子 事務担当: 稲本実穂 ]

月日	曜	午前	午後	備考	
8/13	日	移動日			
8/14	月	9:30 JICAオリエンテーション 国際会議室	10:30 11:00 国際協力部オリエンテーション 国際会議室	11:45 14:00 Q&Aセッション①「労働法ハンドブック(第1章)」 中山・男澤法律事務所弁護士 中山慈夫 関西外国語大学外国語学部教授 小島典明 国際会議室	17:00
8/15	火	9:30 Q&Aセッション②「労働法ハンドブック(第2章)」 中山・男澤法律事務所弁護士 中山慈夫 大阪大学大学院法学研究科准教授 地神亮佑 国際会議室	12:00 12:15 部長主催意見交換会 及び記念撮影	13:30 14:00 Q&Aセッション③「労働法ハンドブック(第3章)」 中山・男澤法律事務所弁護士 中山慈夫 大阪大学大学院法学研究科准教授 地神亮佑 国際会議室	17:00
8/16	水	9:30 Q&Aセッション④「労働法ハンドブック(第4章)」 中山・男澤法律事務所 弁護士 中山慈夫 大阪大学大学院法学研究科准教授 地神亮佑 国際会議室	12:30 14:00 普及に関するワークショップ① ファシリテーター:天野専門家 国際会議室	17:00	
8/17	木	9:30 Q&Aセッション⑤「労働法ハンドブック(第5章)」 関西外国語大学外国語学部教授 小島典明 竹林・畑・中川・福島法律事務所弁護士 竹林竜太郎 国際会議室	12:30 14:00 Q&Aセッション⑥「労働法ハンドブック(第6章)」 関西外国語大学外国語学部教授 小島典明 竹林・畑・中川・福島法律事務所弁護士 竹林竜太郎 国際会議室	17:00	
8/18	金	移動			
8/19	土				
8/20	日				
8/21	月	10:00 講義「国際法総論及び国際労働基準を巡る諸問題」 人権教育啓発推進センター理事長 横田洋三 国際会議室	12:30 14:00 講義「国際法総論及び国際労働基準を巡る諸問題」 人権教育啓発推進センター理事長 横田洋三 国際会議室	17:00	
8/22	火	9:30 講義「日本の労働組合について①」 京都大学大学院経済学研究科教授 久本憲夫 全日本自動車産業労働組合総連合会副事務局長 山口健 国際会議室	12:30 14:00 講義「日本の労働組合について②」 JP総合研究所所長 増田喜三郎 全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟副書記長 内堀良雄 国際会議室	17:00	
8/23	水	9:30 Q&Aセッション⑦「労働法ハンドブック(第7章)」 竹林・畑・中川・福島法律事務所弁護士 竹林竜太郎 大阪大学大学院法学研究科准教授 地神亮佑 国際会議室	12:30 14:00 Q&Aセッション(まとめ) 中山・男澤法律事務所弁護士 中山慈夫 大阪大学大学院法学研究科准教授 地神亮佑 国際会議室	17:00	
8/24	木	9:30 普及に関するワークショップ② ファシリテーター:天野専門家 国際会議室	12:30 14:00 講義「本の改訂について」 弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック弁護士 梶村太市 日本加除出版株式会社企画部長 真壁 耕作 国際会議室	17:00	
8/25	金	9:30 総括質疑応答 関西外国語大学外国語学部教授 小島典明 竹林・畑・中川・福島法律事務所弁護士 竹林竜太郎 国際会議室	12:30 12:45 評価会・修了式	14:00	
8/26	土	移動日			